

別添2

「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定」の了解事項

第1 目的等（第1条）関係

この協定は、「暴力団員等の違法、不当な行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者」が求める各種の措置を、社会秩序維持の観点からも三者がその主体性尊重しつつ、効率的に実現しようとするものであり、三者が暴力団員等による違法、不当な行為による被害の防止及びその回復を図るため、緊密に連携するように努める趣旨である。

第2 用語の意味（第2条）関係

- 1 「暴力団員等」とは、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団フロント企業構成員、エセ政治活動団体構成員、エセ社会運動団体構成員等暴力団の威力を利用して活動する者をいう。
- 2 「市民の日常生活や経済取引に介入して、違法、不当に利益の獲得を図る事案」「企業から違法、不当に利益の獲得を図る事案」とは、企業の倒産整理、交通事故の示談、債権の取立、地上げ等で、例示すれば暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に掲げる行為等である。
- 3 「民事介入暴力事案」「企業対象暴力事案」には、相談の受理時等初期的段階において、暴力団の威力を示して行われるものかどうか明らかでない事案であっても、その可能性が高いと認められるものについては、同様に取扱うものとする。

第3 連携組織（第3条）関係

対外的に用いる場合における事案処理チームの名称は、「千葉県民事介入暴力対策協議会〇〇事案処理連携チーム」とする。

第4 協議会の運営等（第4条）関係

- 1 協議会の構成は、次のとおりとし、座長は輪番制とする。
 - 甲 捜査第四課長及び捜査第四課長が指名する者若干名
 - 乙 民事介入暴力被害者救済センター委員長、同副委員長及び同事務局長
 - 丙 専務理事、事務局長及び専務理事の指名する事務局員
- 2 協議会事務局の事務を例示すれば、次のとおりである。
 - (1) 協議会の開催に関すること。
 - (2) 連携チームにおける検討の実施等に関する連絡、調整及びその記録の整理に関すること。

第5 連携チーム等（第5条）関係

- 1 連携チームを編成しようとする場合の協議会事務局への連絡は、次によるものとする。
 - (1) それぞれの組織で指名する事務局責任者から行う。
 - (2) 連絡に当たっては、原則として別に定める連絡票により行うものとする。

- 2 連携チームの編成について、その必要性に関して三者の間で意見を異にする場合等連携チームの運営に関して問題が生じた場合には、協議会において必要な調整に努めるものとする。
- 3 連携チームの構成員の指名は、あらかじめそれぞれの組織内で検討した要員候補者の中から地域性、緊急性等を勘案して、それぞれの事務局責任者がすみやかに行うものとする。

第6 連携チームの終了（第6条）関係

- 1 連携チームによる検討の必要性、相当性がなくなったと認める場合には、事案処理が終了した場合のほか、次に掲げる中止の場合を含む。
 - (1) 第2（用語の意味）関係一3により、連携チームを編成し、検討したが、暴力団の関与のないことが明らかになった場合
 - (2) 連携チームを構成する弁護士全員が相談者等との信頼関係を喪失した場合
 - (3) 相談者等に刑事処罰の対象となる重大な行為があった場合
 - (4) その他三者の立場に相互に矛盾が生ずるおそれがある等連携チームによる検討を継続することが困難又は不適當であると認められる場合
- 2 前記（1）～（4）の場合には、通常的事案処理方法に委ねるものとし、それまでの経過の引継ぎに配慮する。

第7 附則関係

この協定は、実施後概ね3か月を経過したときにその運営状況等を検討し必要があれば見直すことが出来る。